

裁判員等経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成29年3月29日（水）午後2時から午後4時まで

場 所 旭川地方裁判所C棟5階大会議室

出席者 司 会 者 佐 藤 英 彦（旭川地方裁判所刑事部総括判事）

法 曹 出 席 者 伊 藤 吾 朗（旭川地方裁判所刑事部判事補）

高 橋 毅（旭川地方検察庁検事）

井 上 雄 樹（旭川弁護士会弁護士）

裁判員等経験者 4人

報道機関出席者 旭川司法記者クラブ記者 3人

司会者

司会を務める旭川地方裁判所の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤裁判官

旭川地方裁判所裁判官の伊藤でございます。皆様と久しぶりにお会いし、事件を通じて一緒に悩んで議論したことを思い出しております。今日は本当に貴重な時間をいただきありがとうございます。皆様の御意見をこれからの執務に生かせるようにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

高橋検事

旭川地方検察庁で検察官をしております高橋と申します。今日は皆様から率直な意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

井上弁護士

旭川弁護士会の弁護士の井上と申します。本日はお忙しい中ありがとうございます。弁護活動についても御意見や御感想があったと思いますので、率直に言っていただき、今後の弁護活動に生かしたいと思います。よろしくお願いいたします。

司会者

裁判員等経験者の方々からも、裁判員裁判に参加しての全般的な感想や印象をお話ししていただきたいと思います。1番さんお願いします。

1 番

昨年の1月に裁判員として裁判員裁判に参加した者です。裁判を通じて大変良い勉強になりましたし、その後は、様々な事件を耳にして、自分が裁判員だったらどのようなだろうという視点で見えるようになりました。非常に貴重な経験をさせていただいたと思っており、今日はそんな経験の中で私が感じたことをお伝えできれば幸いと思います。よろしくお願いいたします。

司会者

ありがとうございます。2番さんお願いします。

2 番

今日は1番さんと同じく1年数か月ぶりにこの会場に来ました。当時の事件内容については記憶が薄れていることもあると思いますが、その後、テレビの報道を通じて自分が正しいのかどうか自分なりに判断する場面もありました。貴重な体験をさせていただき、この経験を財産にしていきたいと思います。

司会者

今日は3番さんが急遽欠席になりましたので4番さんお願いします。

4 番

こういう経験は一生に一度あるか無いかだと思いますので貴重な経験でした。ただ私も七十代になりましたので、どうせ経験するなら四、五十代でやった方が良かったと思います。テレビの報道では、裁判員裁判は殺人など重たい事案を扱うと聞いており、私が経験したのはそうではなかったもので、これから経験する人には強烈な写真を見せられるとどうなるのかなと思います。幸い私はそういう写真がなく、良い方だったかなと思います。

司会者

では5番さんお願いします。

5 番

裁判員裁判の進み方がよく分かりました。私には高校生と中学生の子供がいるのですが、子供に裁判について教えてあげられたことも良かったことです。今日はよろしくお願いします。

司会者

ありがとうございます。それでは、裁判員裁判に参加していただいた事件の具体的な個々の手続の印象や感想を聞かせていただきたいと思います。最初にそれぞれの裁判員の方に参加していただいた事件のあらましを御説明いたします。1番さん、2番さんが参加してくださった事件は、昨年1月25日から28日にかけて審理が行われた現住建造物等放火でした。内容は、木造の2階建てのアパート、1階2部屋2階2部屋で被告人は2階の一部屋に住んでいたわけですが、被告人は生きていくのが嫌になり放火して死のうと思い、クッションに灯油をかけライターで火をつけて放火した事案です。そして火をつけたものの被告人は消火活動をしました。結局燃え上ってしまい、119番通報するとともに住人に避難を呼びかけて周囲に知らせたものの、結果的にアパートの部屋の床約2.2平方メートルを焼損したという事件で懲役3年、執行猶予5年、保護観察という、公訴事実には争いはない自白事件でした。

4番さんと5番さんが参加してくださった事件は昨年の12月19日から12月22日にかけて行われた窃盗と強盗致傷の事件でした。内容は深夜の路上で女性から鞆をひったくった窃盗と、被害者が鞆を取られまいとして抵抗したので被告人が女性の上に乗って押したりする暴行を加え、被害者を2回にわたって転倒させ、左膝打撲、

右膝擦過傷を負わせた事件で、窃盗について争いはなかったものの、強盗についてはその怪我が1回目の転倒で起きたのか、2回目の転倒で起きたのか争いとなり、2回目の転倒で起きたという認定になり強盗致傷罪は成立せず強盗罪の限りで犯罪が成立するとして懲役3年、執行猶予5年になりました。それぞれの事件につき、あらましを申し上げ記憶を喚起していただいたところで、裁判員経験者の方の感想や印象をお聞きしたいと思います。まず1番の方、裁判が始まり、検察官や弁護人が証拠調べの前に主張として行う冒頭陳述を聞いての印象は、いかがでしたか。

1 番

当初想像していたより、はるかに分かりやすく、すごく助かったと思います。おそらく裁判員裁判になってから検察官、弁護人が工夫して資料も分かりやすく作り、我々素人にも分かりやすい形で示してくださっているなと感じました。

司会者

2 番さんいかがでしたか。

2 番

率直に申し上げますと、検察官側は、あなたはこういうことをして悪いのですよと言っている印象を受けました。反対に弁護人は悪いことはやったのだけど、カバーできる部分もあるよという印象を受けました。その段階でどう判断して結論を出すべきなのか考えました。

司会者

1 番さん、2 番さんが参加された事件の審理予定表を見ると、検察官、被告人各10分間の冒頭陳述をしたことになっていますが、その10分間であまりにも多くの情報を聞いて自分で整理できなかったとかそういったことはありませんでしたか。情報量として多すぎたり少なすぎたりすることはありませんでしたか。

2 番

10分の中で、淡々と始まって淡々と終わったという印象でした。自分の耳で聞いて、ああだなこうだなと思いましたが少し早い感じで、私としては中身を認識できる範囲が大きいのかなと思いました。

司会者

当時の記録を見ると、検察官の冒頭陳述メモはA4判1枚でそんなに文字が書かれているわけではないのですが、起訴内容に争いはなく争点は刑の重さだと示されていて、木造アパートの入居状況、犯行状況として午前3時50分から被告人が119番通報し住人に避難を呼びかけた午前5時40分ごろまでの2時間弱の経過についてポイント、さらに情状として放火された建物が住宅街にある木造アパートであること、3人の入居者が寝ていたこと、修理に700万円の費用がかかったこと、アパートの所有者が厳重処罰を求めていることなどが記載されているようですが、2 番さんの印象では10分という中ではかなり早い感じで進んでいったということですか。

2 番

早いというより、事件のポイントが数多くあるという観点から、専門家ではなく一般という立場で頭に詰める量が多いのかなと思いました。

司会者

その点については1 番の方はどうでしたか。

1 番

私の場合は、むしろもっと飲み込むのが大変なのかなと思いました。しかし、メモを検察官や弁護人が用意していたこともあり、当初想像していたより飲み込みやすく、分かりやすかったと思いました。また、もう少しゆっくりでも良かったのかなと思いますが、全体のバランスを考えると程よいレベルだったと思います。

司会者

時間としては10 分くらいが適切だろう、それ以上時間を長くかけるとあまり望ましくないという感じですか。

1 番

どちらがどうとは分からないですね。

司会者

弁護人の冒頭陳述メモを見ると、A3 判1 枚に書かれたものですがけれども文字がびっしり書かれたものではなく、むしろメモの左側に弁護人の主張したい事項を並べ、右側でそれぞれの事項について弁護人が主張したかった具体的な内容が書いてあります。どのようなことが書いてあるのかというと、そもそも本件の動機が自殺目的だということで自殺の決意の理由が三つあり、それも長い文章ではなく1 行と短く、事件前後の被告人の行動としてこんなことがあった、他の部屋の人に言いまわっているとか、消防士から出火先を聞かれたとき自分だと申告したということが書かれており、あとは焼いた面積が2.2 平方メートル、素早い通報でそれとどまった趣旨が書かれていますが弁護人の冒頭陳述の量はどんな印象でしたか。

1 番

身振り手振りを交え、検察官とは話し方が違って変化があり、むしろ飲み込みやすかったと思います。

司会者

弁護人の主張は比較的スッと入ってきたということですか。

1 番

そうですね。

司会者

2 番さんはその点どうですか。

2 番

1 番さんと同じ意見ですが、検察官と弁護人の話し方が対照的であり、検察官が淡々

としゃべり、弁護人は強弱をつけて訴える話し方をしていたのが印象に残りました。

司会者

弁護人の抑揚のある話し方で、メリハリのある冒頭陳述が印象にあり、理解する上で有益だったという感じですか。

2 番

そうですね。

司会者

1，2 番さんの事件で伊藤裁判官は何か印象に残ることはありますか。

伊藤裁判官

詳細については記憶していない部分もありますが、冒頭陳述後、裁判員の方と話を
して確認する時間を持ったと思いますが、1，2 番の方と同様、双方の主張したいこ
とが伝わったと思います。

司会者

1，2 番の方が参加した裁判員裁判で冒頭陳述について何か聞いてみたいことがあ
りますか。検察官どうですか。

高橋検事

2 番の方がおっしゃったことですが、同じ量のものをもっとゆっくり 15 分、20
分かけた方が理解しやすかったという意見ですか。

2 番

それぞれの意見があると思いますが、10 分の中で事件の概要を説明することがだ
めというわけではなく、私としては頭に詰め込む量が多かったのかなと思いますが、
文章で記載されているので後で内容を確認できて良かったと思います。

司会者

冒頭陳述というのは、裁判の最初の段階で行われて、裁判員の方は緊張されて心が
落ち着かない状態で聞くのは大変だと思いますが、その点 2 番さんどうですか。

2 番

資料をあらかじめ確認できるのなら心の準備ができて、頭の中で整理できるのかな
という印象はありました。

司会者

あらかじめ見られないということで、いきなり聞くこととなり、情報処理するのが
大変だったという趣旨ですか。

2 番

そうです。

司会者

4，5 番さんの参加した冒頭陳述についてお聞きします。この事件では先ほど述べ
たように強盗致傷罪が成立するのか強盗罪にとどまるのか争いがあるということで、

冒頭陳述メモはA4判1枚ですが、1、2番さんの事件と違い、ぎっしり書いてあるようで、冒頭陳述は15分と長めだったと思いますが、4番さん、当時感じたことはありましたか。

4番

当時聞いた時はおおむね分かりましたが、今は正確には思い出せません。

司会者

5番さん、どうですか。

5番

事件の概要の説明を受けており、資料も分かりやすくまとめられていたので事件の背景も分かったと思います。

司会者

事件の理解とか情報を処理するのに大変ではなかったということですかね。

5番

そうですね。

司会者

4番さん、5番さんとしては多くて消化できない量ではないということですね。

4番、5番

はい。

司会者

弁護人の冒頭陳述メモはA4判2枚で普通の書面という感じで書いてあります。冒頭陳述の時間は10分でしたが、5番さん、どういう印象がありますか。

5番

わりと淡々と進んだ方だったと思います。

司会者

検察官と弁護人の冒頭陳述を聞いて争点やポイントがどこにあるか理解できたということでしょうか。

5番

理解できました。

司会者

4番の方は何か印象に残っていることはありますか。

4番

強く感じたことはなかった気がします。

司会者

4番、5番の方の事件で伊藤裁判官は何か意見はありますか。

伊藤裁判官

冒頭陳述段階では特に分かりにくいということはないと思います。

司会者

裁判が始まって間もない段階で、陳述を検察官、弁護人併せて30分くらい聞くとすることは精神的にかなり辛いものなのではないでしょうか。4番さんいかがですか。

4番

経験のないことだから、やはり緊張しました。

司会者

5番さん、いかがですか。

5番

緊張しました。もう少しゆとりが持てるのかなと思いましたが、ああいうところで話を聞いて、やっぱり緊張しました。

司会者

冒頭陳述後、証拠調べまで休憩時間が二、三十分ありましたので、その後証拠調べに入るときは落ち着いたでしょうか。

1番, 2番

はい。

司会者

裁判が始まってから冒頭陳述が終わるまで、精神的に余裕ができていく状況だったということですかね。

1番, 2番, 4番, 5番

はい。

司会者

冒頭陳述はこれぐらいにして、証拠調べについて感想を聞きたいと思います。いずれの事件も冒頭陳述の後休憩があり、証拠書類の取調べをしています。検察官や警察官が作成した書類を朗読したり、モニターで写真や図面を見ていただき、検察官が口頭で説明したり、関係者の供述調書については朗読があったと思います。証拠調べについてどんな感想を持ちましたか。

1番

事実関係に争いがなかったのですが、その中で物証、供述を突き合わせて間違いないかを確かめるのだなと勉強になり、裁判がしっかりされているのだと感じました。同じアパートの住人や消防士などの供述書があったおかげで、被告人の主張などの整合性を頭に入れることができ、非常に重要な部分だと思いました。

司会者

2番さんにお聞きしますが、判決書を見ると関係者の供述調書2通が掲げられており、これを検察官が朗読したと思いますが、聞いていて分かりやすかったですでしょうか。

2番

冒頭陳述の段階で把握できなかったことが証拠調べのポイントポイントで理解でき

ました。

司会者

2 通の供述調書を聞いている時間は長かったという記憶はありませんか。

2 番

ありません。

司会者

早口だとか聞き取りにくいということではなく、分かりやすく読み上げられていたという印象でしたか。

2 番

はい。

司会者

4 番さんは、証拠書類を見たり、現場写真や図面とかバッグを奪い取ったときの再現写真は分かりやすかったですか。

4 番

分かることは分かりましたが、写真の中で男の人と男の人が再現していたのですが、できれば、実際の事件と同様に被害者は女の人で再現した方が良かったと思います。

司会者

5 番さんはいかがですか。証拠書類の取調べを見て分かりやすかったですでしょうか。

5 番

すごく分かりやすかったと思います。記憶が薄れているところもありますが、分からなくてどうしようもないような感じは受けませんでした。

司会者

検察官や弁護人の方で証拠調べについて何か質問はありませんか。特に検察官は立証責任を負っているので、裁判所に分かりやすく証拠書類を提示することで工夫された点がありますか。

高橋検事

私は両事件に関わっていませんので抽象的な質問になりますが、写真のある証拠があったと思いますが、写真を見る時間は十分でしたか。

司会者

写真を十分見てから次の写真に移っていったかということですね。この点は1 番さんから順番に聞いていきたいと思います。

1 番

私に関わった事件では写真は少なかった方だと思います。事件の性質上、事実関係を理解できるものでした。

司会者

事件の内容から想像すると、火事の起こった部屋の写真があって、こんな風に燃え

ている、そして間取りの写真や図面などがあったと思いますが、多かったという印象がなかったということですかね。

1 番

分かりづらかったという印象はありませんでした。分かりやすかったのは灯油ポンプを収納するケースに溜まった油を使って放火をしたという写真がありましたが、その写真があったので灯油が少量だったのだなと分かりました。文書として70CCとありましたが、写真を見て、被告人がわざわざ燃料を用意したわけではなかったことが分かりました。

司会者

2 番さん、いろいろな図面を見せられ、ゆっくり中身を見られましたか。

2 番

1 番さんと同じく、内容等の説明や説明されるポイントで聞きづらいということはありませんでした。

司会者

別の事件になりますが、4 番さんはどうでしたか。

4 番

写真はよく見えましたが、バッグの紐が破れた写真がありましたが、写真ではなかなか分からなかったので、実物を見せてもらえば、どのくらいの強度だったのか分かりやすいのかなと思いました。

司会者

強盗致傷事件の被害者が持っていたバッグの紐の部分が切れたが、どれくらいの材質でしっかりしているのかについては、写真より実物を手にして、じっくり見た方が良いという趣旨ですかね。

4 番

そうです。

司会者

むしろ実物を見せてほしいということですね。5 番さんどうですか。

5 番

私はゆっくり見られたし、理解できたと思います。

司会者

写真や図面も余裕を持った時間で見ることができたということですか。

5 番

はい。

司会者

次に証人尋問、被告人質問についての印象ですが、1 番さん、2 番さんの事件では午前中に証拠の取調べを終え、午後に入って弁護士請求の情状証人2名の取調べと被

告人質問の審理予定表になっています。証人尋問は、弁護人から10分ともう1人は20分、検察官の反対尋問は10分、15分とそれぞれ30分前後弁護人、検察官から尋問があり、その後弁護人、検察官から1時間程度質問があったようです。情状証人の尋問の印象はどうでしたか。

2番

証人が事件のことをどう思っているのか、事件とどう関わっているのか聞いていたと思いますが、責めているのかな、証人も言いづらい点もあるのかなと思いました。

司会者

それは弁護人と検察官のどちらが質問しているときですか。

2番

弁護人についてもお母さんの尋問の中で家庭の内情とか聞いたとき、お母さんも答えづらい面もあるのかなと思いました。事件とどう関わりがあり、つながっているのかなと考える部分もありました。

司会者

尋問を聞いたとき、家庭のこれまでの状況がこの事件にどう影響したか、パッとでは分からなかったということですか。

2番

家庭環境が悪くて犯行に及んだのかなという感覚も受けました。

司会者

情状証人がどういう方だったか、伊藤裁判官は記憶していますか。

伊藤裁判官

1名が雇い主、もう1名が母親でした。

司会者

お母さんへの質問で、証人自身が話しにくそうにしていたというのが印象にあるということですかね。

2番

そうですね。

司会者

雇い主についてはどうでしたか。

2番

社長さんは、被告人は頑張っている、今回の事件は社長から見ると不思議だ、事件になったのは残念だが再雇用の意思もあると述べていました。

司会者

いずれの証人からも何を裁判所に伝えたかったか理解できたということですか。

2番

はい。

司会者

検察官の反対尋問について1番さん、そんなに長い時間ではなかったと思いますが、何か印象に残ったことはありますか。

1番

当然のことを確認されているなと思いました。争っていませんし、事件は自殺目的だったので、また同じようなことをしないのか、アパートの住人を意図的に巻き込む気持ちがなかったのかを私自身注視していました。検察官もそのあたりを考えた質問でした。いずれにしても証人尋問は証人に負担になるなと思いました。私に同世代の娘がおり、感情移入してしまい、減刑に気持ちが動いてはいけない、バランスをとろうという気持ちがあり、厳しく向き合う必要があると思い、お母さんに厳しい質問をしてしまったと感じています。

司会者

4番さん、5番さんの事件は争いがあったので、被害者の証言のとき被害者はどんな体勢で倒れたのかなどの質問があり、また、弁護人が一つの事件について自首の成立を主張していた関係で被告人が警察に話したときの状況を警察官に聞き、その上で弁護人の情状証人2名の話の話を聞きましたが、被害者や取調警察官の印象や感想は何かありますか。

5番

被害者の記憶があいまいな部分もあるのかなと思いました。聞いていて分かりにくかったことはありません。警察官の尋問も分かりやすく良かったと思います。

司会者

被害者は一瞬の出来事だったので、はっきり覚えていないということでしたが、検察官の質問で被害者や警察官がどういう経験をしたのか理解できたということでしょうか。

4番

そのときは、よく理解できたつもりでした。

司会者

分かりやすく尋問してもらったということですかね。

4番

そうですね。

司会者

被害状況の再現写真を示したことがあったと思いますが、分かりやすさとか何かありますでしょうか。5番さんはいかがでしょう。

5番

よく覚えていません。

司会者

それぞれの証人に対して弁護人から反対尋問があって信用性に疑問があると言ったと思いますが、弁護人の反対尋問について、弁護人はなぜこんな質問しているか、何か印象に残りましたか。5番さんはいかがでしょうか。

5番

よく覚えていません。

井上弁護士

本件については暴行の態様が重要なポイントでしたが、証人尋問を聞いたとき、被告人が言っていることと被害者の言っていることが微妙に違っていました、その違いは理解できましたか。

司会者

4番さん、5番さんはどうでしょうか。ここは同じだな、ここは違うなと把握できましたか。

4番

記憶がありません。

5番

けがの原因がどちらの言っていることからもあり得るけれど、よく分からないなと思いました。

司会者

言い分が食い違っていることは分かったということですか。

5番

そうです。

司会者

審理予定表によると1番さんと2番さんが関与した時間ですが、情状証人については弁護人の主尋問、検察官の反対尋問後のすぐ後に裁判所の補充尋問が行われ、被告人質問については弁護人が長く、途中20分の間があり、裁判所の質問は翌日の朝でした。4番さん、5番さんの事件については警察官に対する尋問、情状証人は時間を置きませんでした、被害者についての尋問は検察官の主尋問、弁護人の反対尋問後20分置いて行われました。聞く相手によって時間の余裕が違ったのですが、この点、1番さんはどう思いましたか。

1番

私は証人に対しても被告人に対しても質問させていただきました。証人に対する質問をまとめる時間はありませんでしたが、検察官や弁護人が質問している間に確認したいことをメモにし、十分納得できました。被告人質問は時間的に余裕があったので納得できました。

司会者

4番さん、裁判所から聞くとき時間的余裕があった方がいいと思いますが、印象は

どうでしたか。

4 番

時間はありました。

司会者

被害者に裁判所から聞くととき 20 分ほどあけて尋問したと思いますがどうでしたか。

4 番

実際問題として聞けませんでした。

司会者

何か疑問点がないか整理できたと思いますか。

4 番

裁判官に言ったら質問してくれたと思います。自分で質問するのはなかなか難しいです。

司会者

5 番さんはいかがですか。

5 番

時間的には余裕があったと思います。疑問に思ったことは大体皆同じでした。皆、聞いてくれました。

司会者

1 番さん、2 番さんの事件は争いがなかったもので、どうしてこんなことをしたか、どういう状況で火をつけたのか、弁護人から被告人に質問したと思いますが、弁護人の問いかけはよく理解できましたか。2 番さんはいかがでしょう。

2 番

弁護人の質問は的確だったと思います。弁護人の「火をつけたのは悪いんですよ、ただそれに対して被告人の育ってきた環境、職場の環境、友達の付き合いの中でこうだったからこうなったのですね。」という問いかけに対して、そうです、はいと被告人が答えていたので、内容は我々も把握して確認できました。

司会者

被告人の言い分、言いたいこと、何でこんなことをしてしまったのか十分伝わってくるということだったのですね。

2 番

被告人は口下手でうまく自分の気持ちを伝えられない方だったので、それに対して諭すような感じで発言を促していました。

司会者

同じ内容で、1 番の方、どうですか。

1 番

弁護人の質問と被告人の返答に台本通りというイメージはなく臨場感があり、諭す

ように質問し、何とか言葉を引き出す形だったので本当のことを言っているんだということが伝わってきました。私も社会の一員として心配な事件だったので、被告人の言葉に責任を持って耳を傾けていましたが、非常に良い質問だったと思います。

司会者

審理予定表を見ると弁護人の質問時間が途中20分の休憩をはさんで60分と30分、それに対して検察官の質問が30分で比較的短かったですけれども、被告人に対する検察官の質問で何か印象に残ることはありますか。例えば弁護人の言ったことを繰り返しているなど、印象を受けたりしましたか。

1 番

そういうことはありませんでした。簡潔で要点をまとめて質問していました。

司会者

2 番さんもそういう印象ですか。

2 番

はい。

司会者

4 番さん、5 番さんの事件は否認事件ということで、検察官が主張していることと被告人が言っていることが違うことがあるということで、違いが伝わるのかというテーマでしたが、ほかに被告人に対する質問で印象に残った点はありますか。弁護人の被告人に対する質問の仕方は分かりやすかったとかありますか。5 番さんはどうですか。

5 番

内容も聞けたし、核心をついていたと思います。

司会者

この事件の被告人は争っているということで、検察官の質問時間が1時間弱と長かったと思いますが、5 番さん、この点の感想は何かありますか。

5 番

細かいことをいろいろ聞いていてヒートアップしているな、テレビで見る裁判と同じだと思って聞いていました。

司会者

ヒートアップというのは、結構、熱が入った感じですか。

5 番

はい。

司会者

4 番さんの印象はいかがでしたか。

4 番

私もそう思いました。弁護人は穏やかでしたが、検察官は熱が入っている感じでし

た。

司会者

被告人質問で検察官，弁護人から聞いてみたい点はありますか。

高橋検事

熱を帯びた検察官の質問を聞いて，その印象はいかがですか。

4 番

熱を帯びるのは当たり前だと思います。争っているから弁護人がもう少し強く言ってもいいのかなと思いました。

司会者

強く言ってもいいというのは，穏やかに話していたが，もう少し抑揚をつけるとか大きな声でしてほしかったということですかね。

4 番

そうです。

司会者

検察官のする質問を聞いて，その印象はいかがでしたか。5 番さんどうですか。

5 番

検察官はいろいろ聞いていて質問の内容を変えていた気もします。立証するのに一生懸命だったのかなと思います。

司会者

1 番さんと 2 番さんの事件は争いがないということで，論告は A 4 で 1 枚，時間としても 1 5 分でした。弁論も A 3 判 1 枚で時間としても 1 5 分で終わって，そんなにたくさん書き込んでいるわけではなく，結構大きめの文字で書かれていましたが，検察官，弁護人の主張は分かりやすかったですか，1 番さん，2 番さんいかがですか。

1 番

大変分かりやすい形式でした。本件では執行猶予がつくのかつかないのかが一番重要な点だったと思うので，検察官としては社会的な影響を考えれば猶予をつけるべきではないとし，弁護人は被告人の更生を考えると猶予をつけるべきだとしました。それまでの審議の内容としても整合性のとれた，まとまった主張で頭に入ってきました。

2 番

1 番さんと同じです。検察官，弁護人の内容もまとめられていましたし，質問の内容に対しても趣旨が確認できて分かりやすく感じました。

司会者

当時のメモを見ると，事実に争いはなく刑を決めるにあたって危険性の高い行為だったし，木造アパートだし，住宅街にあるわけだし，人が寝静まっている午前 4 時に行われ，住人 3 人が寝ていたという点にポイントが絞られました。弁護人も執行猶予の事情として被害弁償が行われ，示談金も支払われているとか，これも分かりやすか

ったということですね。

1 番, 2 番

はい。

司会者

4 番さん, 5 番さんの事件は否認事件だったので盛りだくさんのメモでしたが, 大変だったか, そうでもなかったか印象はいかがでしたか。

4 番

当時は理解していたと思います。

司会者

検察官, 弁護人の主張のまとめがややこしい点もあって, 大変だったと思いますが, 5 番さんどうですか。

5 番

両方分かりやすく説明されていたと思います。

司会者

論告, 弁論で検察官, 弁護人の方で質問がありますか。

井上弁護士

弁護人が配付した弁論要旨と書かれた用紙には弁論の内容が書かれています。これは読めば分かる内容にはしているのですが, パッと見では分からないのももう少し簡潔なものがあれば良かったのかなという反省があります。その点, 何か裁判員の方からもう少し工夫できたのではないかという意見はありますか。

司会者

4 番さん, 5 番さんの弁論メモは A 4 で 8 枚に書いてあり, 検察官作成の論告メモが A 3 判 1 枚でまとまっており, 論告メモとは違って, 弁論メモはじっくり読まなければいけないので, 見た目にパッと来るもので良かったのか, それとも読めば分かるのでそれで良かったかということですが, 5 番さん, いかがでしたか。

5 番

これでも分かりやすかったと思います。

司会者

4 番さん, いかがですか。

4 番

見開きで見られた方が良かったと思います。

司会者

1 番さん, 2 番さんの事件では審理の 2 日目の 1 1 時ころから話し合いが始まり, 翌日も 1 回あり, 裁判まで丸 2 日ありました。4 番さん, 5 番さんの事件では 1 日目に審理があり 2 日目も 1 5 時まで審理があり, 話し合いは 1 5 時から 1 7 時と翌日にあつて判決がありましたが評議のあり方について 1 番さんいかがですか。

1 番

我々は素人ですけど、裁判官がサポートしてくれ、我々の意見を出しやすい雰囲気作りをしてくれました。ある意味で要点は難しかったと思いますが、社会的な背景だとかを踏まえて議論できたので本当にいい経験だったし、評議も自分の考えや皆の意見を反映できたと思います。想像以上にいい形で話し合いができたなと思います。

2 番

1 番さんと同じ意見です。携わった方の意見が集約されて検察官は5年ですよ、弁護人は3年ですよという差があり、どこが1番いいレベルなのか、皆で意見を出し合いながら意見の食い違いを詰めながら評議できたので良かったと思います。

司会者

1 番さん、2 番さんの事件は自白事件だったので量刑のみが争点でしたが時間的な余裕もあったということでしょうか。

2 番

はい。

司会者

1 番さん、2 番さんの事件の評議で伊藤裁判官、何かありますか。

伊藤裁判官

時間的にも余裕があったと思います。

司会者

4 番さん、5 番さんの事件は、いろいろやることもあり、時間的にタイトだったと思いますが、1 回目に倒れた時にけがをしたのか、2 回目に倒れた時にけがをしたのかという争点と、強盗致傷が成立するのか、法律解釈を前提した因果関係の議論をして量刑の議論をしましたが、4 番さんいかがですか。

4 番

何を話せばよいか全然分かりませんでした。やってみれば自由に話せて何でも話せることにびっくりしました。票数も裁判官と同等で大変なことだと思ったし、勉強にもなりました。

司会者

5 番さんはいかがでしたか。評議は大変だったと思いますが。

5 番

どこでどのようなけがをしたのか、物理的な話があって、裁判官が上手に意見をくみ上げてくれたので、分かりやすく納得できる評議だったと思います。

司会者

強盗致傷が成立するのかなど法律上の議論に入り、かなり皆さん御苦労されたと思いますが、御感想はどうですか。

5 番

裁判員裁判の経験がないので、これが大変な思いなのかどうか分かりません。

司会者

4 番さん、5 番さんの事件について伊藤裁判官は何かありますか。

伊藤裁判官

評議の時間については4 番さん、5 番さんの事件はタイトだったと思います。休憩がもう少しあれば良かったとか何か御意見があればお聞きしたいと思います。

4 番

きついとは思いませんでした。

司会者

5 番さんはいかがですか。

5 番

きついとは思いませんでした。

司会者

強盗致傷で起訴されたが認定は強盗だったので、量刑の判断の際、ピタッと使える資料がない中で、しかも別件の窃盗があつてそれも考慮しないといけないので裁判員の方は御苦労されたと思いますが、5 番さん、感想はありますか。

5 番

分かりやすくいろいろやっていただいたので良かったと思います。

司会者

最後に一言ずつ裁判員裁判に参加した感想とか、今後裁判員裁判に参加される方へのメッセージがあれば聞きたいと思います。1 番さんからお願いします。

1 番

実際に裁判員裁判に関わり、こういうルールで秩序が保たれているのが分かりました。普段は被害者の立場になりますが、そうではなく、悪いことをしたら罰を受ける仕組みがある、被告人もやり直す可能性がある、被害者や加害者だけではなく社会を守るために法律があるということが実感でき、非常に良い経験をしたので感謝しています。今後、裁判員裁判に参加される方は、仕事を持っていると選任期日から裁判員裁判に参加するのは大きな負担になると思いますが、機会があれば参加し、会社とかの組織の中でも、事業者側も頑張ってくださいと送り出してほしいと思います。

2 番

裁判員の候補者名簿に記載されてから、裁判員選任期日の案内が来るまで1 年近くの間があり、その期間は、私にとっては来るのか来ないのかどうなっているのかという思いもありました。できれば、半年くらいの間こういう裁判がありますよという案内がきてくれればよいのかなと思います。私の場合は、選任期日が1 月 2 1 日の木曜日にあつて、翌週の月曜から裁判が始まりましたが、選任期日と裁判の間の期間をもう少し長めに取ってほしいと思います。旭川市内の方だといいいけれども、遠方から

の方だと仕事の都合とか諸事情があると思うので、期間をあけて余裕を持って来てくだ
さいということになれば、もう少し来やすいと思いました。

司会者

選任期日から公判までの期間のことですね。

2 番

そうです。裁判員裁判もやれる方と拒む方と率先してやりたい方がいると思います
が、私は事件に関与して意見を聞き、経験を高める意味で良かったと思います。

司会者

4 番さん、どうぞ。

4 番

今回の裁判員裁判は強烈な写真や証拠品はなかったけれど、今後はそういう写真を見
なければいけないと思いますが、その時の不安はあります。また、報道では裁判員
が帰るときに暴力団に声をかけられたこともあるので、その点も配慮していただけれ
ばと思います。

司会者

分かりました。5 番さんお願いします。

5 番

非常に貴重な経験だったと思います。報道などを見ていると求刑と判決に差がある
な、もっと重くてもいいのではないかと思っていました。今回も求刑と判決で違っ
て、こうだからこうなんだと思いました。私は休暇を取りやすい職場なのでいいで
すが、上司に裁判員候補者の案内文書を見せたら理解されていない面もあって、ど
うしても行かないといけないのかと言われました。民間の会社組織も、裁判員裁判に参
加しやすい環境を作ればいいのかと思います。

司会者

裁判所の方から今日の感想をお願いします。

伊藤裁判官

本日は本当にありがとうございました。私が感銘を受けたのは皆さんが時間がたっ
ているのに新鮮に記憶が残っている点です。裁判官として個々の事件を誠実に処理す
るのは当然ですが、一緒に審理すると裁判員の方々にとっても、司法のイメージが残
るのだなと思いました。

司会者

検察官いかがですか。

高橋検事

率直な意見をありがとうございました。検察庁としても皆さんの意見を踏まえ、よ
り分かりやすい立証を行っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いま
す。

司会者

弁護人どうぞ。

井上弁護士

本日は貴重な意見をありがとうございました。弁護士会としても弁護士のレベルアップを図っていきたいと思います。皆様のように真摯に取り組んでいただけるように、より広く理解していただけるような弁護活動をしていきたいと思います。

司会者

報道の方から何か質問はありますか。

報道関係者

NHKの記者ですが、検察官と裁判官にお聞きしたいのですが、今後、改善したい点や検討したいと思う点があれば教えてください。

伊藤裁判官

時間配分とか、裁判員の負担が少なくなり、分かりやすいものになるよう検討したいと思います。

高橋検事

皆さんから貴重な意見を聞きましたが、4番さんがおっしゃっていたバッグの件ですが、実際に証拠物に触れたりできるようにするなど、五感に訴えかけるような立証ができるように今後の業務に生かしたいと思います。

井上弁護士

弁護人の主張について、分かりにくいという指摘はありませんでしたが、分かりやすいか分かりづらいだけではなく、弁護人の主張が印象に残るような工夫が必要なのかなと思いました。

報道関係者

ありがとうございました。

司会者

最後になりましたが、本日は、皆さま、お忙しい中、お越しいただきどうもありがとうございました。我々、裁判所、検察官、弁護人は、法曹として、どうやって裁判員に分かりやすく事件あるいは主張を伝えることができるか、日夜知恵を絞っています。そのうえで、分かりやすくなっているのかということを不断に振り返る必要があると思っています。こういう機会に来ていただき実際の声を届けてくれることをありがたく思っております。今日お話ししたことを周囲にお伝えいただければありがたいと思います。

以 上